

平成23年7月4日

各 都道府県 災害救助担当主幹部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長

災害救助法における住宅の応急修理について

今般の東日本大震災においては、多数の住宅が大きな被害を受け、現在、相当数の住宅の応急修理が実施されているところです。

については、住宅の応急修理の円滑な実施を図るため、災害救助事務取扱要領（平成22年度災害救助担当者全国会議別冊資料として配布）の巻末参考資料「住宅の応急修理実施要領（例）」を下記の取扱いと改めました。貴職におかれては御了知されるとともに、管内市町村に対し周知を図られるようお願いいたします。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>2 住宅の応急修理の実際</p> <p>(1) 住宅の応急修理の範囲</p> <p>住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。</p> | <p>2 住宅の応急修理の実際</p> <p>(1) 住宅の応急修理の範囲</p> <p>住宅の応急修理の対象範囲は、以下の4項目のうちから、日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施することとする。</p> <p>なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>① 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理</p> <p>② ドア、窓等の開口部の応急修理</p> <p>③ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理</p> <p>④ 衛生設備の応急修理</p> |